

給与勧告の仕組みと本年の勧告のポイント

令和4年8月

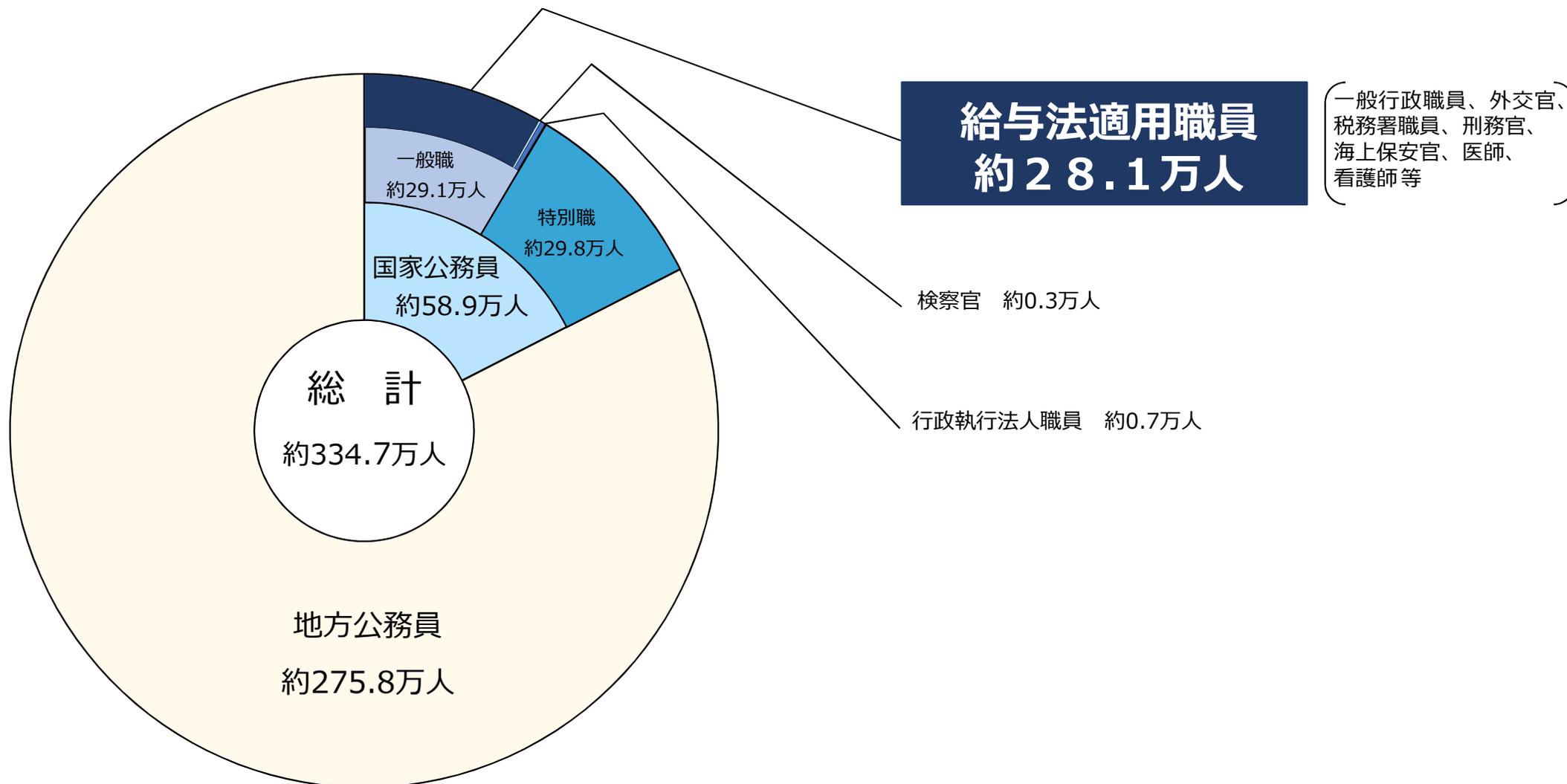
人 事 院

目次

▶ 給与勧告の対象職員	1
▶ 給与勧告の手順	2
▶ 民間給与との比較	3
▶ 民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）	4
▶ 民間給与との較差	5
▶ 本年の勧告のポイント	6
▶ 国家公務員モデル給与例	8
▶ 給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））	9

給与勧告の対象職員

公務員には、国家公務員約58.9万人と、地方公務員約275.8万人がいます。このうち、人事院の給与勧告の対象となるのは、「一般職の職員の給与に関する法律（給与法）」の適用を受ける一般職の国家公務員約28.1万人です。

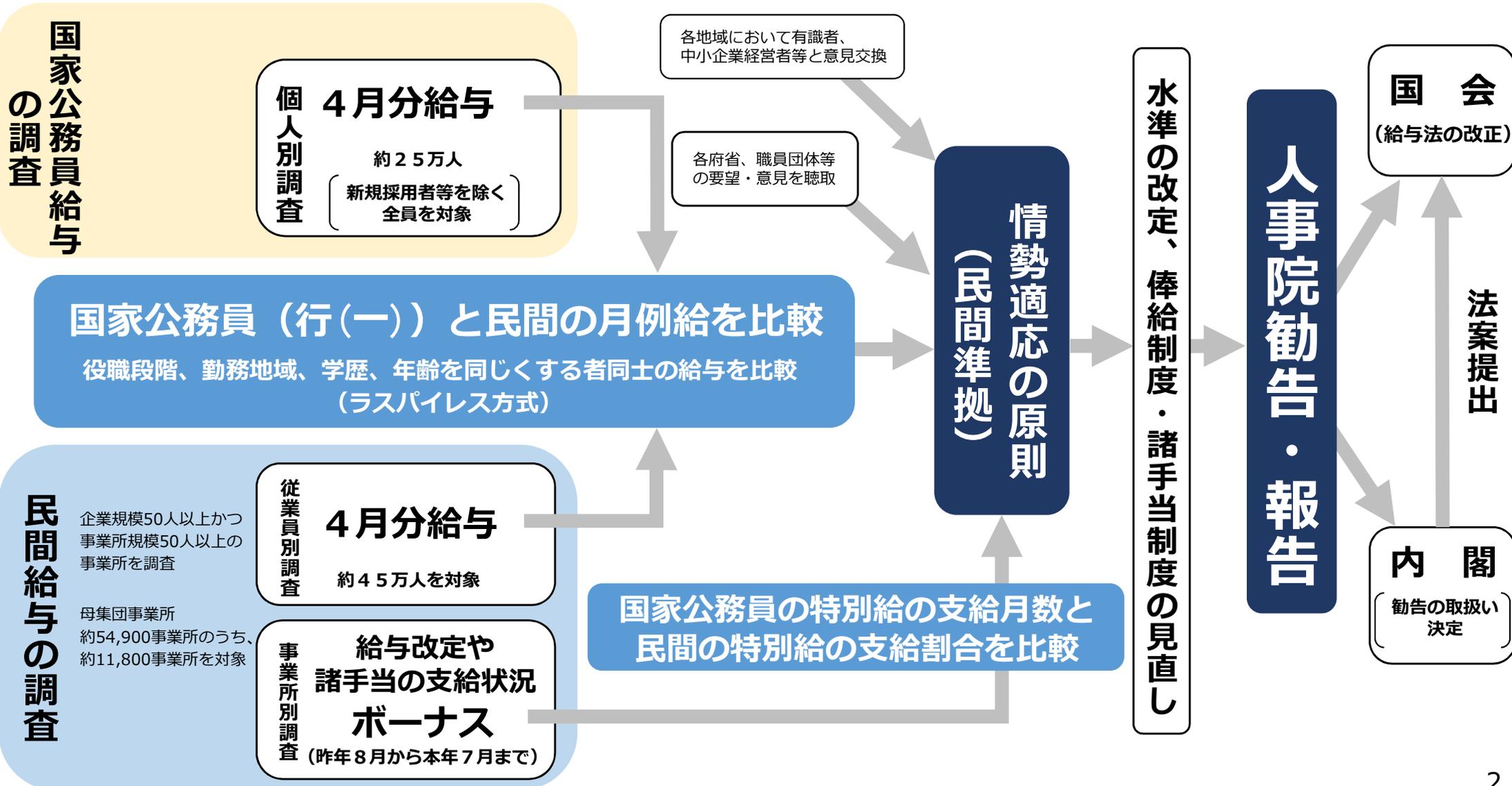


- (注) 1 国家公務員の数は令和4年度末予算定員等による。
2 地方公務員の数は総務省「令和3年地方公務員給与実態調査」に基づいて推計したものである。

給与勧告の手順

人事院では、国家公務員と民間の4月分の給与（月例給）を調査した上で、精密に比較し、得られた較差を埋めることを基本に勧告を行っています。

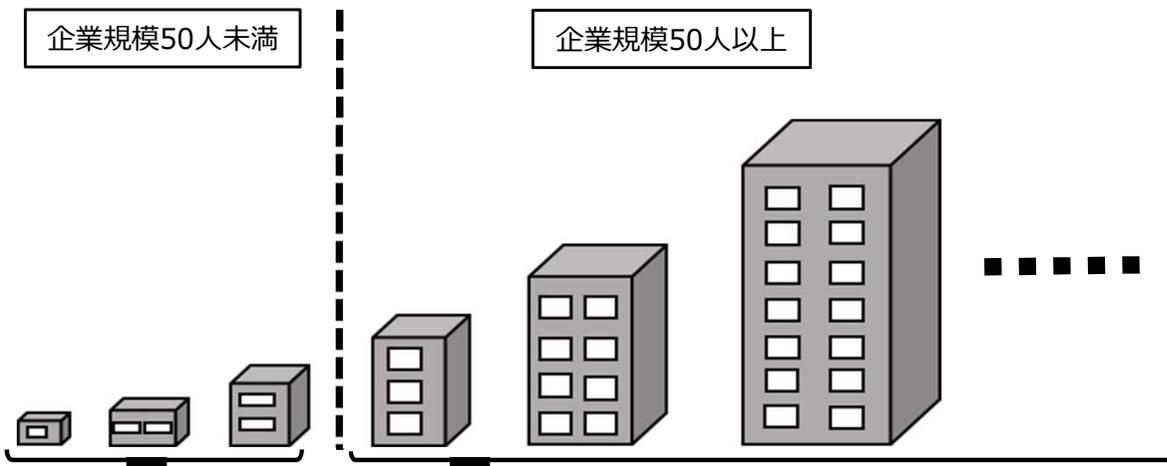
また、民間の特別給（ボーナス）の直近1年間（前年8月から当年7月まで）の支給実績を調査した上で、民間の年間支給割合を求め、これに国家公務員の特別給（期末・勤勉手当）の年間支給月数を合わせることを基本に勧告を行っています。



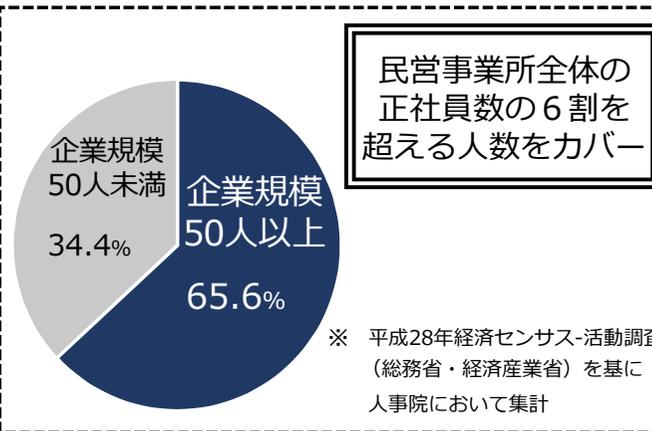
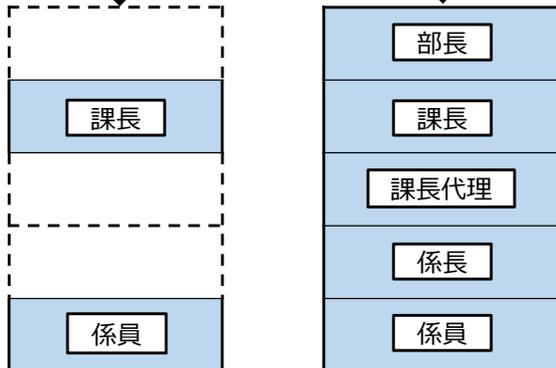
民間給与との比較

調査対象

- 企業規模50人以上の多くの民間企業においては、公務と同様、課長・係長等の役職段階があることから、同種・同等の者同士による比較が可能
- 現行の調査対象であれば、精緻な調査が可能



(役職段階の例)



比較方法

- 民間給与との比較は、主な給与決定要素を同じくする者同士で比較する必要
- ※ 国家公務員の人員数のウェイトを用いたラスパイレス比較

<主な給与決定要素>

役職段階

(部長、課長、係長、係員等)

勤務地域

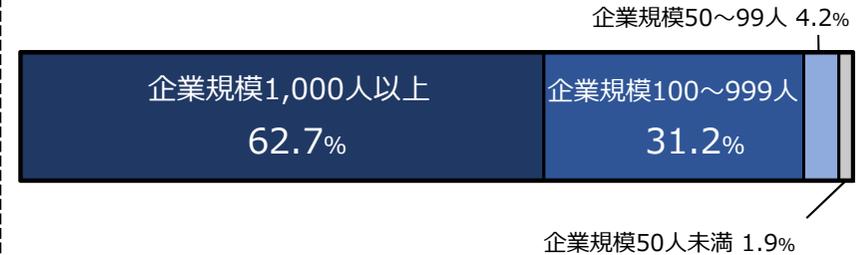
(地域手当1級地(東京23区)~7級地、地域手当非支給地)

年齢

学歴

※ 詳細は「民間給与との比較方法(ラスパイレス比較)」を参照

(参考) 国家公務員の内定者が内定を得た民間企業の規模

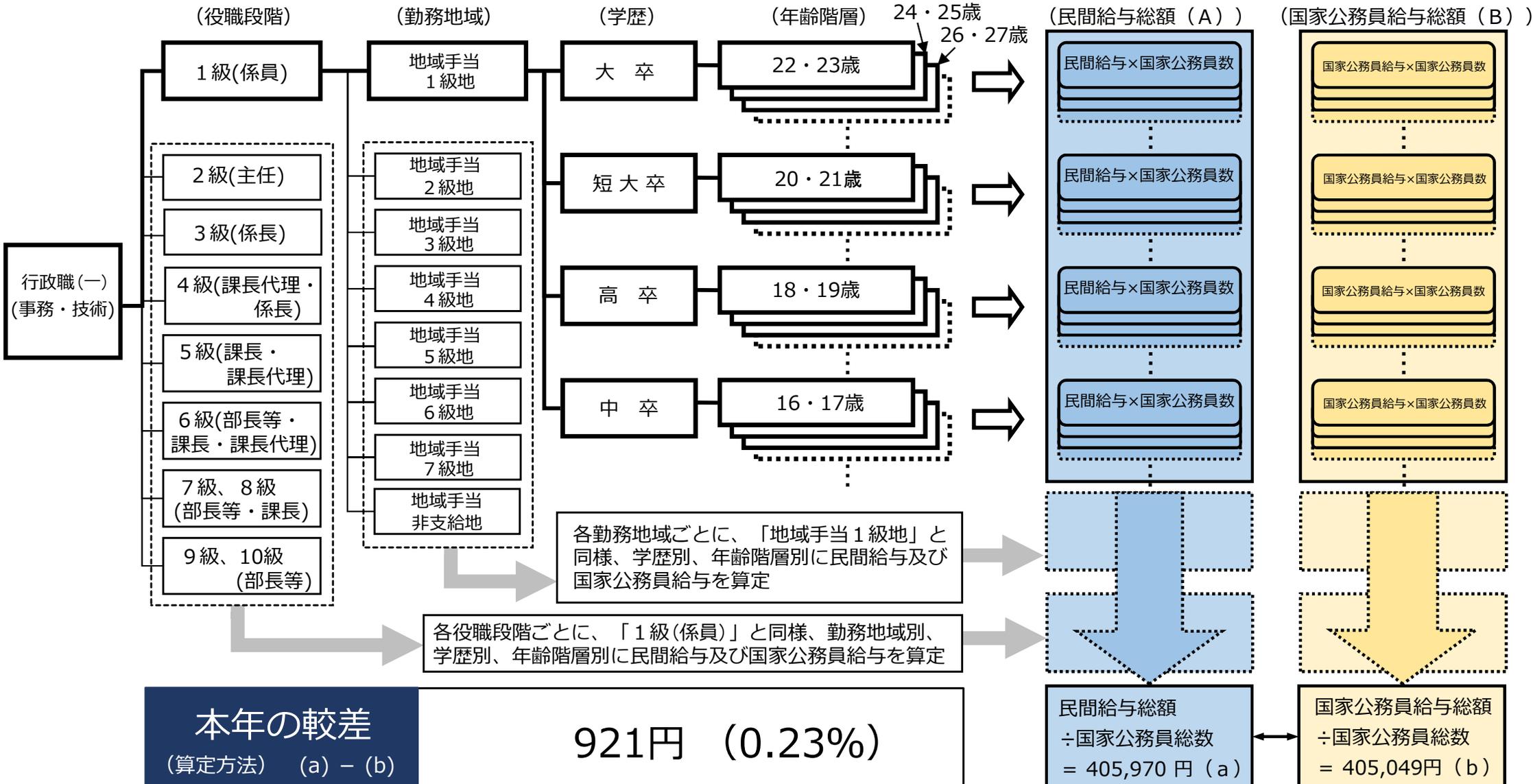


※ 平成27年度の総合職試験及び一般職試験(大卒)の内定者を対象[人事院調査]

民間給与との比較方法（ラスパイレス比較）

月例給の民間給与との比較（ラスパイレス比較）においては、個々の国家公務員に民間の給与額を支給したとすれば、これに要する支給総額（A）が、現に支払っている支給総額（B）に比べてどの程度の差があるかを算出しています。

具体的には、以下のとおり、役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層別の国家公務員の平均給与（注1）と、これと条件を同じくする民間の平均給与（注2）のそれぞれに国家公務員数を乗じた総額を算出し、両者の水準を比較しています。

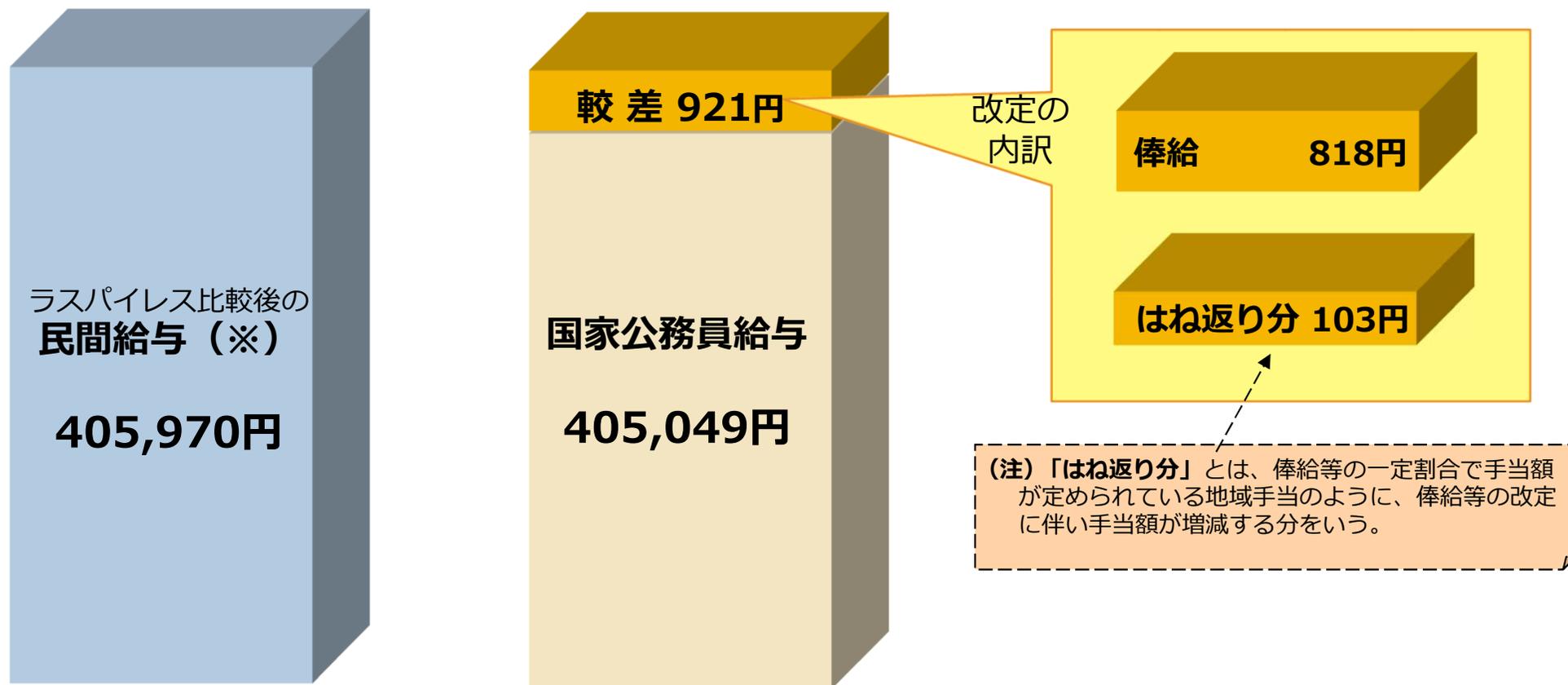


(注1) 令和4年国家公務員給与等実態調査の結果を基に算出

(注2) 令和4年職種別民間給与実態調査の結果を基に算出

民間給与との較差

本年の民間給与との較差921円（0.23%）を解消するため、以下のとおり俸給の改定を行うこととしました。



※ 民間給与の単純平均ではなく、ラスパイレス比較（P 4 参照）により算出した民間給与額。

～国家公務員の人員構成（役職段階、勤務地域、学歴、年齢階層）と同じ人員構成の民間企業であればいくらの給与が支払われるかを算出したもの～

本年の勧告のポイント①

3年ぶりに月例給、ボーナスともに引上げ

(1 : 令和4年4月1日から実施、2 : 法律の公布日から実施)

- 民間給与との較差 (0.23%) を埋めるため、初任給及び若年層の俸給月額を引上げ
- ボーナスを引上げ (0.10月分)、民間の支給状況等を踏まえ勤勉手当に配分

1 俸給表

(1) 行政職俸給表(一)

民間企業における初任給の動向等を踏まえ、総合職試験及び一般職試験(大卒程度)に係る初任給を3,000円、一般職試験(高卒者)に係る初任給を4,000円引上げ。これを踏まえ、20歳台半ばに重点を置き、初任の係長級の若手職員にも一定の改善が及ぶよう、30歳台半ばまでの職員が在職する号俸について改定(平均改定率0.3%)

(2) その他の俸給表

行政職俸給表(一)との均衡を基本に改定(専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表は改定なし)

2 期末手当・勤勉手当

- ・民間の支給状況に見合うよう、支給月数を0.10月分引き上げ、4.40月に改定(現行4.30月)
- ・民間の支給状況等を踏まえ、勤務実績に応じた給与を推進するため、引上げ分を勤勉手当に配分
その一部を用いて上位の成績区分に係る原資を確保

※ 勧告後の平均給与(行政職俸給表(一)) 月額 405,970円 年間給与 6,660,000円 (勧告前との差 月額 : 921円 年間給与 : 55,000円)

本年の勧告のポイント②

その他の取組

- 博士課程修了者等の初任給基準の見直し
博士課程修了者等の処遇を改善するため、本年中に初任給基準の改正を行い、令和5年4月から実施
- テレワークに関する給与面での対応
テレワークの実施に係る光熱・水道費等の職員の負担軽減等の観点から、テレワークを行う場合に支給する新たな手当について、具体的な枠組みを検討

社会と公務の変化に応じた給与制度の整備

能率的で活力があり、一人一人が躍動できる公務組織の実現に向けて、公務員人事管理に関する報告で述べた様々な取組を進める中で、給与面においても、下記の課題に対応できるよう、**給与制度のアップデートに向けて一体的に取組**

令和5年に骨格案、**令和6年にその時点で必要な措置の成案を示し、施策を講ずることを念頭**。また、定年引上げ完成を見据えた更なる措置等に向けて、その後も対応

給与上対応すべき課題

- ・ 若い世代の誘致・確保
- ・ 積極的な中途採用や機動的で柔軟な配置・登用のニーズ
- ・ 採用者の年齢・経歴や採用後のキャリアパスの多様化
- ・ 働き方が多様化する中での職員の活躍支援や公務組織の全国展開の体制確保等の要請

取組事項

- ・ 若年層を始めとする人材の確保等の観点を踏まえた公務全体のあるべき給与水準
- ・ 多様な人材の専門性等に応じた給与の設定
- ・ 65歳定年を見据えた60歳前・60歳超の給与カーブ
- ・ 初任層、中堅層、管理職層などキャリアの各段階における能力・実績や職責の給与への的確な反映
- ・ 定年前再任用等をめぐる状況を踏まえた給与
- ・ 社会や公務の変化に応じた諸手当の見直し

国家公務員モデル給与例

職務段階	年齢	勧告前		勧告後		年間給与額の差
		月額	年間給与	月額	年間給与	
係員	18歳 (一般職試験(高卒)初任給)	円 150,600	円 2,446,000	円 154,600	円 2,523,000	円 77,000
	22歳 (一般職試験(大卒)初任給)	182,200	2,959,000	185,200	3,022,000	63,000
	25歳	193,900	3,149,000	196,900	3,213,000	64,000
	30歳	228,100	3,704,000	230,900	3,768,000	64,000
係長	35歳	273,600	4,501,000	274,600	4,541,000	40,000
	40歳	300,600	4,945,000	300,600	4,971,000	26,000
地方機関課長	50歳	413,200	6,670,000	413,200	6,702,000	32,000
本府省課長補佐	35歳	435,320	7,155,000	435,320	7,192,000	37,000
本府省課長	50歳	749,400	12,534,000	749,400	12,601,000	67,000
本府省局長	—	1,074,000	17,653,000	1,074,000	17,698,000	45,000
事務次官	—	1,410,000	23,175,000	1,410,000	23,235,000	60,000

(注) モデル給与例の月額及び年間給与は、俸給(行政職(一)及び指定職)、地域手当、俸給の特別調整額及び本府省業務調整手当を基礎に算出

- 地方機関課長：俸給の特別調整額(46,300円)
- 本府省課長補佐：地域手当(20%)及び本府省業務調整手当(39,200円)
- 本府省課長：地域手当(20%)及び俸給の特別調整額(130,300円)
- 本府省局長・事務次官：地域手当(20%)

給与勧告の実施状況（行政職俸給表（一））

	月例給	特別給（ボーナス）		行政職（一）職員の 平均年間給与	
	勧告率	年間支給月数	対前年比増減	増減額	増減率
平成24年	-	3.95月	-	-	-
平成25年	-	3.95月	-	-	-
平成26年	0.27%	4.10月	0.15月	7.9万円	1.2%
平成27年	0.36%	4.20月	0.10月	5.9万円	0.9%
平成28年	0.17%	4.30月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成29年	0.15%	4.40月	0.10月	5.1万円	0.8%
平成30年	0.16%	4.45月	0.05月	3.1万円	0.5%
令和元年	0.09%	4.50月	0.05月	2.7万円	0.4%
令和2年	-	4.45月	△ 0.05月	△ 2.1万円	△ 0.3%
令和3年	-	4.30月	△ 0.15月	△ 6.2万円	△ 0.9%
令和4年	0.23%	4.40月	0.10月	5.5万円	0.8%